

令和7年度 市・道民税申告の説明書

☆文中で使用される「前年中」「前年」とは、令和6年1月1日から12月31日までの期間をいいます。

令和7年度 市・道民税の申告期限は

令和7年3月17日（月）です

☆郵送での申告にご協力ください

会場での申告受付は混雑が予想されるため、郵送での申告を推奨しています。

※郵送で申告される場合は、裏面「－郵送で申告される場合－」をご確認ください。

☆確定申告不要制度対象の方の申告について

公的年金等の収入が400万円以下であり、かつその他の所得金額が20万円以下の方は、確定申告は要しないこととなっておりますが、所得税の還付を受けるための確定申告は行うことができます。

また、所得税が還付にならない方でも、市・道民税申告をすることで医療費や生命保険料等の控除を受けることができます。（申告をしなければ市・道民税が高く算定される可能性がありますのでご注意ください。）

☆年末調整をされていない方は、確定申告が必要となる可能性があります

今年度は確定申告で定額減税の精算を行うことができます。年金所得者などで年末調整を行っておらず、定額減税が未精算の方のうち、所得税が源泉徴収されている方（源泉徴収票の源泉徴収税額欄に数字のある方）は、確定申告をすることで、所得税の還付を受けられる可能性があります。（確定申告をした場合は、市・道民税の申告をする必要はありません）

市・道民税の申告では定額減税の精算を行うことができないため、所得税の還付を受けられません。

【例】 公的年金収入の源泉徴収票の場合

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票		住所又は居所 (フリガナ)		生年月日		年金の種類					
支払を受ける者 (フリガナ) 氏名		区分		支払金額		源泉徴収税額					
所得税法第209条の3第1号・第4号適用分				円		円					
所得税法第209条の3第2号・第5号適用分				円		円					
所得税法第209条の3第3号・第6号適用分				円		円					
所得税法第209条の3第7号適用分				円		円					
本人		源泉徴収対象所得者の 氏名(フリガナ)		控除対象扶養親族の数		控除対象の 特別		非課税 所得の数		社会保険料の額	
特別 徴収票	その他 徴収票	ひとり親 家庭	寡妻 寡夫	特定 扶養	老人	その他	特別 扶養	特別 扶養	その他 扶養	非課税 所得	社会保険料の額
円	円	人	人	人	人	人	人	人	人	円	円
源泉徴収票 取得者 (フリガナ) 氏名		区分		(扶養)							
控除対象 扶養親族 (フリガナ) 氏名		区分									
控除対象 扶養親族 (フリガナ) 氏名		区分									
控除対象 扶養親族 (フリガナ) 氏名		区分									
控除対象 扶養親族 (フリガナ) 氏名		区分									

支払者 法人番号 6000012070001
東京都千代田区豊が丘1丁目2番2号
官署支出官 厚生労働省年金局 事業企業課表 10mm

枠内「源泉徴収税額」に記載されている数字が、源泉徴収されている所得税の金額です。
還付となる場合は、確定申告により精算されます。

1. 申告をしなければならない方

令和7年1月1日現在、釧路市に住民登録していた方で次にあてはまる方です。

- (1) 無収入で所得（課税）証明書が必要な方
- (2) 給与所得者で、
 - イ 給与収入のみで勤務先から給与支払報告書（源泉徴収票）が市に提出されていない方
 - ロ 給与所得以外の所得があった方。
- (3) 医療費・社会保険料・生命保険料・地震保険料控除などを受けようとする方。
- (4) 寄附金税額控除を受けようとする方。

2. 申告をしなくてもよい方

- (1) 税務署に所得税の確定申告をした方、又はする方。
 - (2) 前年中に収入のなかった方。
 - (3) 公的年金収入のみで、源泉徴収税額がなく、医療費控除や扶養控除など追加する控除がない方。
 - (4) ふるさと納税をされた方で、ワンストップ特例制度をご利用の方。
- ※医療費控除など、他に申告する控除がある方はワンストップ特例制度の適用とならず、申告が必要となります。

3. 申告に必要なもの

○申告者全員が必要なもの

- 市・道民税申告書 ※押印不要です
- 個人番号（マイナンバー）カード ※個人番号カードをお持ちでない方は、次の2点が必要となります。
 - 通知カードなどの番号確認ができる書類
 - 運転免許証・健康保険証などの身分証明ができる書類

○給与収入があった方

- 源泉徴収票（又は給与明細書）※勤務先が複数ある場合はその全て

○公的年金収入があった方

- 源泉徴収票 ※複数の支払者から年金を受給している場合はその全て

○給与、年金以外に収入があった方

- 収入、経費が明らかになる証明書や領収書

○控除の申告をしたい方

- 各種保険料（国民健康、後期高齢者医療、介護、国民年金、任意継続、その他の社会保険料）について納付額が分かる証明書や領収書 ※領収印が令和6年中のもの
- 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書（障がい福祉課発行）
- 寄附金の受領証明書又は領収書 ※振込日時が令和6年中のもの
- 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
※明細書の内容を満たしている場合は所定の様式以外でも申告可能です。
- 上記以外の控除に関する証明書など

－ 郵送で申告される場合 －

- ・上記「申告に必要なもの」のうち、該当する書類またはそのコピーを同封してください。
- ・郵送された申告書の添付書類について返送を希望される場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。

4. 問い合わせ先

※土日・祝日を除く午前9時～午後5時まで

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ・釧路市役所市民税課市民税係 | ・阿寒町行政センター市民課市民サービス係 |
| 【代表電話】0154(23)5151 | 【直通電話】0154(66)2210 |
| 【内線番号】3141～3143 | ・音別町行政センター市民課市民サービス係 |
| 【直通電話】0154(31)4514 | 【代表電話】01547(6)2231 |

郵送申告者用宛名

切り取って郵送用封筒に貼り付けてください。

〒085-8505

釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市役所市民税課市民税係 行